

全国初の梅酒特区に認定された吉野川市美郷地区。4月には川島税務署からリキュール製造免許第1号が交付され、梅酒の製造販売に向けて本格的に動き始めた。しかし、免許を受けて製造に取り組むのは今のところ一人だけ。「低迷する産地活性化の切り札に」と

## 美郷梅酒特区

認定を受けたものの、多くの住民は事業参入に不安を抱えているようだ。特区が直面している課題を探った。(吉野川支局・秋月悠)

# 免許取得 一人だけ

# 参入に高いハードル

## 厳しい酒税法・初期投資

特区で唯一、免許を取得した美郷川俣の東野宏一さん(左)も方を訪ねた。仕入れたばかりの酒瓶(容量八公升)を一本ずつ測量する作業に追われていた。瓶の数は四百本もある。

「同じ規格の瓶でもわずかな誤差がある。正確に把握しておかないと、酒税法が厳しいんです」

酒税法では、製造者はアルコール度数を測って税額を計算したり、製造記録を細かく記帳したりすることが義務付けられている。免許を受けるためにも煩雑な手続きが必要で、不慣れた住民にとって厳格な規定がハードルの一つになっている。

また、事業化には初期投資も不可欠。東野さんの場合、アルコール度数を測る

分析器や酒瓶の購入、倉庫の改修などに約百万円の費用がかかった。税務署や保健所の登録料にも二十万円近く必要だった。倉庫などの施設がなければ、さらに投資額は膨らむ。

「梅干しや梅ジャムなどの加工品と違って手間が掛かりすぎる」。昨年度、美郷商工会が開いた勉強会に参

助が受けられる可能性がある。東野さんは今年、一・五

加した美郷宗田の主婦天野豊子さん(右)は、梅酒造りに尻込みする理由を話す。「それに、大きな金額を投資するのはやっぱり不安」

市産業経済部によると、事業資金を個人対象に補助するのは難しいが、しっかりとした事業計画を立てた

団体であれば、国や県の補助がある。

《梅酒特区》地域限定で規制を緩和する政府の構造改革特区の一つ。農家のような小規模事業者でも梅酒を製造販売できるように

という。こうした支援制度を造る計画。しかし、梅酒が売れて収入につながるかは未知数だ。大手のような販路はなく、販売方法は

まだ手探り。「一年目は特に厳しいと思う。それでも、後に続く人の参考になるよう頑張りたい」

酒税法で年6公升と定める最低製造量を1公升に緩和した。美郷地区は昨年7月、和歌山県みなべ町とともに全国で初めて認定された。

高木義夫経営指導員はこう話す。「まだ結果が出ていないだけに、様子見の人が多い。まずは東野さんの梅酒造りが軌道に乗るよう支援したい。将来的には、

五・十戸ぐらいが取り組んでくれれば、ブランドとして売ることが出来る」。



酒瓶の容量を一本ずつ測量し、梅酒を漬け込む準備をする東野さん。酒税法の厳しい規定が事業参入のハードルの一つ(吉野川市美郷川俣)